

財政の健全化判断比率と 公営企業の経営健全化判断比率

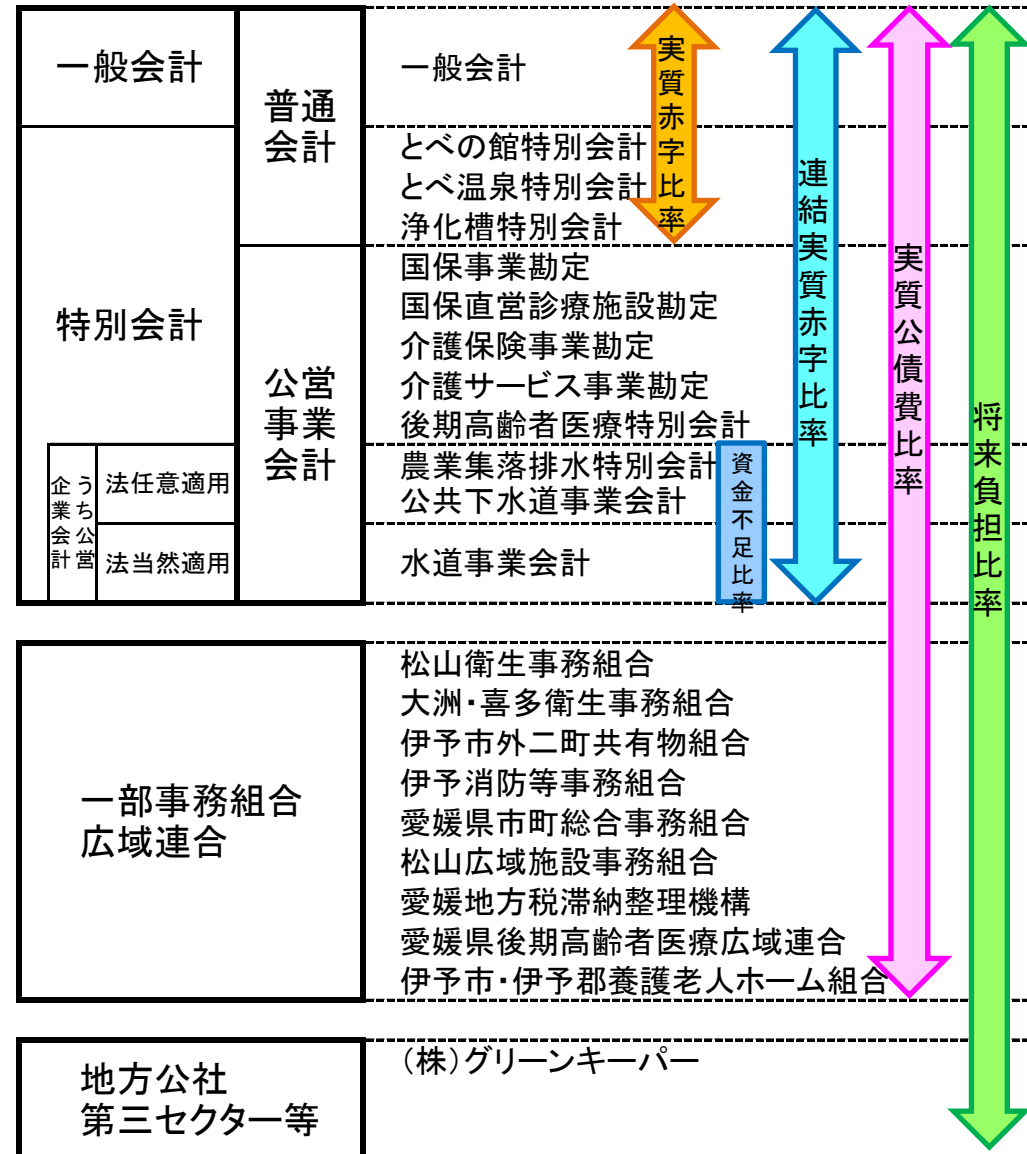
第1 財政健全化法の概要

1 健全化判断指標と会計の対象範囲

財政健全化法*の規定に基づき、毎年度、次の指標を算定する。

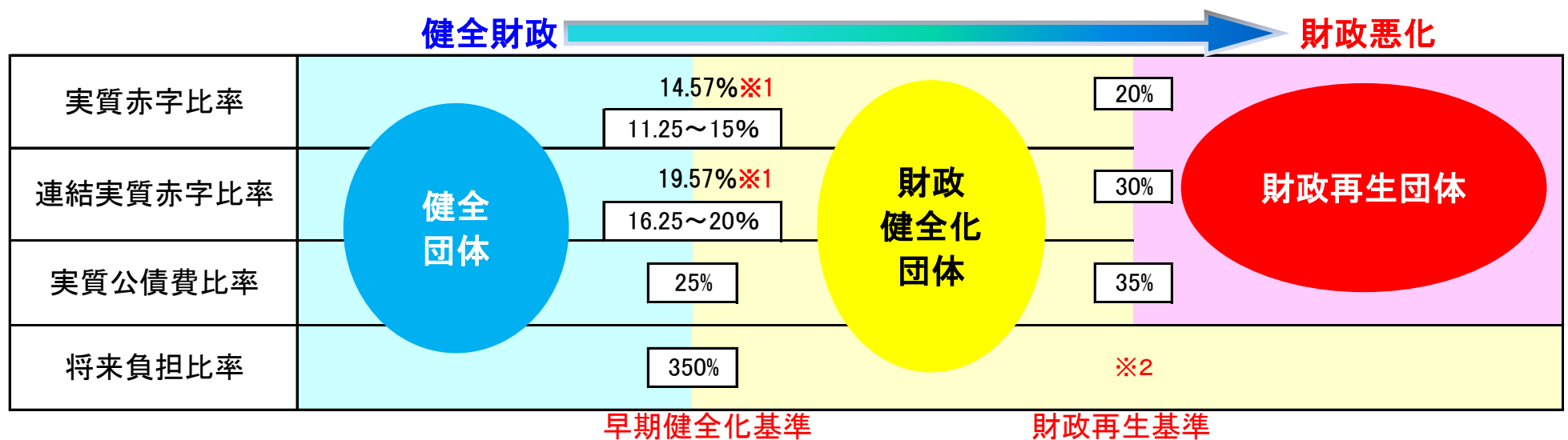
指標	内容
実質赤字比率	普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
実質公債費比率	一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合
公営企業の経営健全化比率	資金不足額が事業規模に占める割合

*正式名称を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法第94号)」という。



2 判断基準と基準超過団体、及び議会や監査委員との関係

比率から財政の悪化を判断する基準は、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の二つがある。



公営企業会計の経営健全化基準

資金不足比率	健全団体	20%	経営健全化団体
--------	------	-----	---------

※1 市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なり、数値は令和3年度のもの。
 ※2 将来負担比率に財政再生基準はない。

- **財政健全化団体**になると→財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行う。
- **財政再生団体**になると→財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組む。
 →税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しを行う。
 →総務大臣の許可が無ければ、地方債の発行ができなくなる。
- 公営企業が**経営健全化団体**になると→経営健全化計画を策定し、計画に基づく経営健全化を行う。
- 各指標の数値は、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表する。(法第3条、第22条関係)
- 財政健全化計画、財政再生計画を策定した際は、議会が議決し、住民に公表する。(法第5条、第9条関係)
- 早期健全化、財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、**外部監査***を受けなければならない。(法第26条関係)

*監査委員による監査と別に、外部の目でチェックを行う監査。監査人には、公認会計士、弁護士、税理士などがなる。

第2 砥部町の状況

1 決算に基づき計算した砥部町の健全化判断比率

一般会計等の経営健全化判断比率

	砥部町					健全化判断基準		備考
	H29	H30	R1	R2	R3	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	-	-	-	-	-	14.57%	20%	12億2,559万3千円の黒字
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	19.57%	30%	22億2,838万3千円の黒字
実質公債費比率	1.5%	1.7%	2.0%	2.0%	2.4%	25%	35%	
将来負担比率	16.3%	20.4%	44.4%	48.6%	40.1%	350%		

※「-」は、該当が無いことを表している。

公営企業会計の資金不足比率

	経営健全化判断比率	備考(砥部町の状況)
公共下水道事業会計	資金不足比率20%	2億8,891万7千円の剰余金
農業集落排水特別会計		1,473万2千円の剰余金
水道事業会計		2億9,054万6千円の剰余金

公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計の実質赤字は、資金不足額で判断する。
すべての会計で剰余金が出ているため、実質赤字は該当なし。

● 実質赤字比率と連結実質赤字比率については、普通会計は**12億2,559万3千円**の黒字、町全体の会計を連結した収支でも、**22億2,838万3千円**の黒字となり、「該当なし」となっている。

● 実質公債費比率は、**2.4%**で、前年度(2.0%)と比較すると0.4ポイント増加。

→ 個別算定経費の補正係数の増加や、算定費目の新設による基準財政需要額の増加により普通交付税が増加したが、平成29年度借入の臨時財政対策債及び平成27年度借入の上水道一般会計出資債ほかの据置期間終了による元金償還開始により元利償還金が増加したため、実質公債費比率は、単年度では0.6ポイント増加し、3か年平均では0.4ポイント増加した。

* P5「総括表③」参照。

● 将来負担比率は、**40.1%**で、前年度(48.6%)と比較すると**8.5ポイント減少**した。

→ 充当可能基金等の将来負担額から控除すべき充当可能財源等が**3,253万5千円減少**し、また、令和3年度は宮内小学校大規模改修工事のほかに大規模事業が少なかったため、新規起債発行額は4億3,120万円(前年度比▲4億5,480万円)となり、元金償還決算額5億5,711万円を下回ったことにより、地方債現在高が減少し、将来負担額も、**3億3,813万3千円減少**したため、8.5ポイント減少している。

* P7「総括表④」参照。

2 実質公債費比率 総括表③

単位:千円

実質公債費比率の算定式

$$= \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

	A 地方債の元利償還金 (繰上償還等を除く。)	B 地方債の元利償還金に準ずるもの	C 元利償還金等に充てられる特定財源	D 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
元年度	572,769	118,906 32,143 2,000	15,861	615,839
2年度	582,176	119,672 33,876 2,273	13,671	606,880
3年度	609,125	119,663 44,815 1,411	11,961	607,070

※公営住宅使用料

	E 標準財政規模 (標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額)	D 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
元年度	2,537,032 + 2,475,089 + 226,615 5,238,736	615,839
2年度	2,587,320 + 2,644,622 + 236,016 5,467,958	606,880
3年度	2,574,235 + 2,875,481 + 292,237 5,741,953	607,070

元年度	94,118
2年度	117,446
3年度	155,983

≪結果≫ (%)

元年度	2.03591
2年度	2.41605
3年度	3.03772
実質公債費比率	2.4

元年度	4,622,897
2年度	4,861,078
3年度	5,134,883

■分子

- ・A+B … 元利償還金と準元利償還金の合計
- ・C+D … 元利償還に充てられた特定財源と交付税措置された地方債の合計
→特定財源：起債した事業から得られる収入を地方債償還に充てる財源としたもの
→交付税措置された地方債：地方債の償還については、普通交付税として国から措置されるものもある。
- ・(A+B)-(C+D) … 実質的な元利償還金
→特定財源と交付税措置される地方債の合計額を控除することで実質的な元利償還金を算出する。

■分母

→標準財政規模から交付税措置される地方債を控除した額を分母として割合を算出。

B:地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

- ・ 公営企業地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金→下記「3②表」より
- ・ 一部事務組合等の地方債に充てられたと認められる補助金、負担金→一部事務組合等からの提出資料より
- ・ 公債費に準ずる債務負担行為→債務負担行為の状況調べより

※企業会計で債務負担行為を起こすことがあるが、一般会計等からの繰出金を充当しない場合は対象外となっている。

<3②表> 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

(単位:千円)

団体名	特別会計名	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金		
		元年度	2年度	3年度
砥部町	水道事業会計	2,995	4,706	4,521
	公共下水道事業会計	103,316	102,370	102,385
	農業集落排水特別会計	12,595	12,596	12,757
	介護保険特別会計(サービス)			
	介護保険特別会計(事業勘定)			
	国民健康保険(事業勘定)			
	国民健康保険(施設勘定)			
	後期高齢者特別会計			
	合計※	118,906	119,672	119,663

P5「総括表③」の
Bの額へ転記

3 将来負担比率 総括表④

総括表④ 将来負担比率の状況										団体名 愛媛県砥部町	
将来負担額	地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合等連結実質 赤字額負担見込額
							地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
元年度	9,599,936	0	3,409,768	278,282	516,064	0	0	0	0	0	0
2年度	9,956,407	0	3,246,202	255,684	473,765	0	0	0	0	0	0
3年度	9,830,503	0	3,126,267	210,062	427,093	0	0	0	0	0	0
(分母比)	191		61	4	8						

充当可能財源等 (単位:千円)			
充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
元年度	2,330,868	132,230	9,286,245
2年度	2,198,170	111,847	9,255,313
3年度	2,315,354	86,793	9,130,648
(分母比)	45	2	178

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	A - B
元年度	13,804,050	11,749,343	2,054,707
2年度	13,932,058	11,565,330	2,366,728
3年度	13,593,925	11,532,795	2,061,130
	265	225	40

標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	C - D	将来負担比率 (%)
元年度	5,238,736	615,839	4,622,897	44.4
2年度	5,467,958	606,880	4,861,078	48.6
3年度	5,741,953	607,070	5,134,883	40.1
	112	12	100	

将来負担額 = 13,593,925 千円 (A (ア~クの計))

b + c + d

P5「総括表③」参照

- ・地方債残高は、前年度より**1億2,590万4千円**減少
- ・充当可能基金は、前年度より**1億1,718万4千円**増加したものの、充当可能特定歳入は**2,505万4千円**減少、基準財政需要額算入見込額は**1億2,466万5千円**減少したため、充当可能財源等は**3,253万5千円**減少

A:将来負担額

ア 一般会計の地方債残高 98億3,050万3千円

イ 債務負担行為に基づく支出予定額 0円

→リース資産は非該当。(地方債償還や転貸債とは性質が異なるため)

ウ 一般会計以外の地方債の元利償還に充てる一般会計等の負担見込額

→地方債残高 55億5,461万4千円※1、うち将来負担額 31億2,626万7千円

エ 加入する組合等の地方債の元利償還に充てる負担見込額

→地方債残高 28億4,737万2千円※2、うち将来負担額 2億1,006万2千円

オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

→特別職を含む一般会計等の職員199人が退職した場合の退職手当は、10億6,458万6千円必要となる。愛媛県市町総合事務組合に積み立てている6億3,749万3千円を控除した4億2,709万3千円が将来負担額となる。

カ 町が設立した法人の債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額

→該当法人は、砥部町土地開発公社、砥部町産業開発公社、(株)グリーンキーパーであるが、見込額なし

キ 連結実質赤字なし

ク 組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額なし

※1 企業会計決算書より

農業集落排水特別会計	114,146千円
公共下水道事業会計	3,832,166千円
水道事業会計	1,608,302千円
企業会計計	5,554,614千円

※2 一部事務組合等報告より

伊予市・伊予郡特別養護老人ホーム組合	98,547千円
伊予消防等事務組合	324,578千円
松山衛生事務組合	2,355,822千円
大洲・喜多衛生事務組合	68,425千円
一部事務組合計	2,847,372千円

B: 充当可能基金

団体名 **愛媛県砥部町**

4⑧表 地方債の償還額等に充当可能な基金

(単位:千円)

基金名	基金計(1) (2)+(4)+(6)	現金・預金(2)	国債・地方債 ・政府保証債 等(4)		その他(6)	充当可能基金 (9)		(構成比)
			うち要返還額(3)	うち要返還額(5)		うち貸付金(7)	うち不動産(8)	
財政調整基金	1,156,093	1,156,093					1,156,093	49.9
減債基金	0						0	0.0
ふるさと創生基金	239,573	239,573					239,573	10.3
福祉基金	2,779	2,779					2,779	0.1
とべの館運営基金	58,264	58,264					58,264	2.5
とべ温泉運営基金	1	1					1	0.0
奨学基金	30,818	16,911			13,907	13,907	16,911	0.7
ふるさと水と土保全基金	20,542	20,542					20,542	0.9
浄化槽保守点検事業運営基金	0	0					0	0.0
浄化槽町有施設管理基金	0	0					0	0.0
高齢者保健福祉基金	286,237	286,237					286,237	12.4
国民健康保険財政調整基金	0	0					0	0.0
介護保険事業運営基金	271,712	271,712					271,712	11.7
坂村真民記念基金	6,062	6,062					6,062	0.3
公共施設更新準備基金	183,082	183,082					183,082	7.9
災害対策基金	74,098	74,098					74,098	3.2
小計	2,329,261	2,315,354	0	0	13,907	13,907	2,315,354	100

貸付部分は控除

B: 充当可能基金
※P7「総括表④」のBの額へ

(分母比)

C:特定財源見込額

4⑨A表 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込

団体名 愛媛県砥部町

3 公営住宅の賃貸料等

(単位:千円)

賃貸料・使用料の名称(1)	地方債の 現在高等(2)	種 類	元年度			2年度			3年度			平均 充当率(3)	充当 見込額(4)
			充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率		
公営住宅使用料	118,732		15,861	18,733	0.847	13,671	18,945	0.722	11,961	19,181	0.624	0.731	86,793
					-			-			-	-	0
					-			-			-	-	0
					-			-			-	-	0
					-			-			-	-	0
					-			-			-	-	0
					-			-			-	-	0
					-			-			-	-	0
					-			-			-	-	0
					-			-			-	-	0
合計												86,793	

地方債の償還に充てられる公営住宅賃貸料
算定は公営住宅建設に充当した起債の残額に過
去3年間の家賃の平均充当率を乗じて算出する。

C:特定財源見込額
※P7「総括表④」
のCの額へ

D：基準財政需要額に算入される地方債

4⑩表 基準財政需要額算入見込額・総括表(市町村分)

(単位:千円)

費目	測定単位	算入見込額	
1 消防費	人口	4,620	(A)
2 道路橋りょう費	道路の延長	0	(B)
3	(1) 港湾費(港湾)	外郭施設の延長	0 (C)
	(2) 港湾費(漁港)	外郭施設の延長	0 (D)
4 都市計画費	都市計画区域人	0	(E)
5 公園費	人口	0	(F)
6 下水道費	人口	1,108,436	(G)
7 その他の土木費	人口	0	(H)
8 小学校費	学級数	170,993	(I)
9 中学校費	学級数	9,724	(J)
10 高等学校費	生徒数	0	(K)
11 社会福祉費	人口	178,743	(L)
12 保健衛生費	人口	193,768	(M)
13 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	0	(N)
14 清掃費	人口	57,875	(O)
15 農業行政費	農家数	0	(P)
16 林野水産行政費	林水業従業者数	0	(Q)
17	(1) 地域振興費	人口	54,812 (R)
	(2) 地域振興費	面積	0 (S)
18 公債費		7,351,677	(T)
合計		9,130,648	

(公債費内訳)

19	(1) 災害復旧費	178,126	(AA)
	(2) 辺地対策事業債償還費	0	(AB)
	(3) 補正予算債償還費(平成10年度以前許可債に係るもの)	0	(AC)
	(4) 補正予算債償還費(平成13年度以降同意(許可)債に係るもの)	54,758	(AD)
	(5) 地方税減収補填債償還費	18,600	(AE)
	(6) 財源対策債償還費	48,046	(AF)
	(7) 減税補填債償還費	21,457	(AG)
	(8) 臨時財政対策債償還費	3,769,482	(A I)
	(9) 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	255,406	(A J)
	(10) 国土強靱化施策債償還費	0	(A K)
	(11) 地域改善対策特定事業債等償還費	0	(A L)
	(12) 過疎対策事業債償還費	228,839	(A M)
	(13) 公害防止事業債償還費	0	(A N)
	(14) 石油コンビナート等債償還費	0	(A O)
	(15) 地震対策緊急整備事業債償還費	0	(A P)
	(16) 合併特例債償還費	2,776,963	(A Q)
	(17) 原子力発電施設等立地地域振興債償還費	0	(A Q)
公債費計		7,351,677	(T)

D: 基準財政需要額算入見込地方債
※P7「総括表④」のDの額へ

4 会計ごとの実質収支と資金剰余金

決算に基づく実質収支と資金剰余金

(単位:千円)

一般会計		普通会計	実質収支	一般会計	1,145,639	実質赤字比率 ↑ ↓ 1,225,593	連結実質赤字比率 ↑ ↓ 2,228,383		
特別会計				とべの館特別会計	10,834			とべ温泉特別会計	3,102
		<i>普通会計の計</i>			<i>1,225,593</i>				
		国保特会(事業勘定)	332,654	国保特会(直営診療施設勘定)	16	介護特会(保険事業勘定)	67,867	介護特会(サービス事業勘定)	0
	うち公営企業会計	法任意適用	公営事業会計	後期高齢者医療特別会計	8,058	農業集落排水特別会計	14,732	公共下水道事業会計	288,917
				法当然適用	水道事業会計	290,546			
				合計			2,228,383		

※「△」の場合が、赤字または資金不足

第3 県下の状況

県内市町の財政健全化判断比率クロス表は次のとおりである。

財政健全化判断比率クロス表(令和2年度決算)

